

ゼロエミッションイベント実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、市が実施するイベントについて、そのイベントの実施に関する計画等を策定しようとする段階から、環境配慮を行うために必要な手続を定めることにより、イベントの実施による環境への負荷の低減を図るとともに、より積極的に、イベントの実施を通じて環境保全の普及啓発に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) イベント 不特定多数の参加者を対象として開催する式典、会議、催し（展示会・講演会、シンポジウム等）、行事等をいう。
- (2) 環境配慮 環境への負荷の低減又は環境改善に資する手法等をいう。

(対象)

第3 この要綱の対象とするイベントは以下のものとする。

- (1) 市が主催するイベント
- (2) 市が共催又は実行委員会の構成員となるイベントのうち、その実施に市が主体的に関わるもの

(環境配慮の要件)

第4 イベントの実施を担当する課、室等の長（以下「イベント実施課長」という。）は、当該イベントにおいて次の各号に掲げる事項について環境配慮を行うものとする。

- (1) ごみの発生抑制
- (2) グリーン購入の推進
- (3) 省エネルギーの推進
- (4) 交通手段における環境配慮
- (5) 周辺地域等に対する環境配慮
- (6) 環境配慮の普及啓発

(環境配慮の実施手順)

第5 イベント実施課長は、第4各号に掲げる事項に関して、取り組む手法について「ゼロエミッションイベント開催の手引き」を参考に、当該イベントの計画段階においては、実施しようとする環境配慮の内容を、又、イベントの実施後に、実際に実施した環境配慮の内容を別に定める報告書に記入する。

(報告)

第6 イベント実施課長は、別に定めるイベントの実施後、速やかに報告書を N-EMS 環境管理事務局（以下「N-EMS 事務局」という。）へ報告する。

(実績の把握及び公表)

第7 N-EMS 事務局は、ゼロエミッションイベントの実施の状況を把握し、公表する。

(環境配慮の要請)

第8 市は、次の各号に定める団体に対して、環境に配慮したイベントを実施するよう協力を要請するものとする。

- (1) 市が出資等をしている団体又は助成をする団体
- (2) 市が後援等をする団体

2 市は、前項第1号に掲げる団体に対して、必要に応じて、環境に配慮したイベントの実施に関する報告を求めることができる。

(「ゼロエミッションイベント開催の手引き」の改訂)

第9 N-EMS 事務局は、必要に応じて、「ゼロエミッションイベント開催の手引き」の改訂を行う。

(手引き等の普及促進)

第10 市が直接関与しないイベントを実施する団体に対しても、様々な機会を利用して手引き等の活用の普及促進を図るなど、ゼロエミッションイベントの取組の推進に努めるものとする。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか、イベントの環境配慮に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。